

■迷子ペットの保護カード ペットを保護するときは、保護収容先を記載したカードや張り紙を残しましょう。

犬保護しています

DOG found

保護した日・場所 date&place

大型 Large 中型 Medium 小型 Small

犬の種類 dog breed

保護時の首輪 dog collar 有 (worn) ・無 (not worn)

その他情報 other information

預かり保護団体名 Contact:

電話 phone

行政・警察への届け出 済 () ・未

猫保護しています

CAT found

保護した日・場所 date&place

猫の種類 cat breed

保護時の首輪 cat collar 有 (worn) ・無 (not worn)

その他情報 other information

預かり保護団体名 Contact:

電話 phone

行政・警察への届け出 済 () ・未

小動物保護しています

Pet found

保護した日・場所 date&place

小動物の種類 species

特徴・その他情報 characteristics and other information

預かり保護団体名 Contact:

電話 phone

行政・警察への届け出 済 () ・未

鳥保護しています

BIRD found

保護した日・場所 date&place

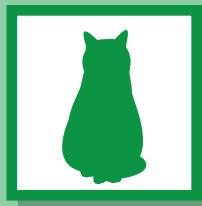
鳥の種類 species

特徴・その他情報 characteristics and other information

預かり保護団体名 Contact:

電話 phone

行政・警察への届け出 済 () ・未



被災ペットの救護活動ガイドライン

—ボランティア活動をされる皆さまへ—

公益社団法人
日本愛玩動物協会
愛玩動物飼養管理士・ペットオーナー検定・ペット共生住宅管理士

本書掲載の記事、イラスト等の無断転載および複写を禁じます。

発行所 公益社団法人日本愛玩動物協会

東京都新宿区信濃町8-1

TEL: 03-3355-7855 <https://www.jpc.or.jp/>

発行 2023年5月

被災ペット及び飼い主の救護活動や支援活動をされている皆さまへ

皆さまが献身的に実施されている活動やご支援がより効果的なものとなりますように、このパンフレットをご参考にしていただけましたら幸いです。

1

物資や寄付金の送り方

一般からの支援物資を受け付けていなかったり、物資の種類を限定したりしている場合があります。また、必要な物資は日々変化します。まずは物資の送付先のホームページなどで確認しましょう。

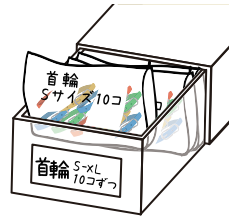
透明な引き出し式の衣装ケースにいれよう

透明な衣装ケースであれば、開けなくても中身を確認できますし、倉庫などにほかの箱と積み重ねて保管されている場合でも取り出すことができます。また、カッターなどを使わなくても容易に開けることができますし、水ぬれにも強いという利点があります。

一つのケースの中のものとは同一の種類にするか、種類ごとに小分け袋でパッキングしよう

支援物資の受取り先では、寄せられた支援物資を各避難所やシェルターなどに配分するために、一つ一つ内容物を取り出して、支援物資の種類ごとに仕分けをして数量を数える必要があります。複数の種類の支援物資が一つの箱の中に入っていると、これらを種類ごとに整理するための作業場と箱が別に必要になってしまいます。

この仕分け作業は、かなりの人手と手間がかかる作業ですので、被災地の負担が減るように配慮しましょう。



寄付金を支援物資に同封するのはやめよう

寄付金を送付していただけるのは非常にありがたいことなのですが、支援物資の仕分け作業で手一杯のときは、寄付金が入った封筒に気がつかずたり、紛失してしまったりするおそれもあります。

寄付金を送る際には、それぞれの団体が指定する方法で送金しましょう。

< 寄付金の募集 >

被災地の都道府県・市区町村及び地方獣医師会などによって組織される「現地動物救護本部」などでは、被災ペット及び飼い主の救護活動を実施するための寄付金を募集しています。

支援物資を送るタイミングと種類を考えよう

生ものや日持ちのしないものは避けましょう。寄せられた支援物資が各避難所やシェルターなどに届くまでは、仕分けなどが必要なことから、場合によってはかなりの日数がかかってしまいます。

また、使い古しのケージやキャリーバッグなどを送ってくださる方もいらっしゃいますが、汚れや臭いが残っている場合は、結局使わずにゴミになってしまうことがあります。

使い古しのグッズ



2

迷子ペットの保護収容

被災地で犬猫などの迷子ペットを見つけたとき、まずは保護すべきかどうかを冷静に判断しましょう。例えば半壊した家の庭に繋がれている犬の場合、飼い主が毎日家に戻り世話をしているかもしれないので、様子を見る必要があります。

もし放浪していて元気がない、ケガをしているなどといった状態の迷子ペットを保護しなければならなかった際には、保護した場所の近くに貼り紙やカードなどを貼ってください。これは飼い主の方が探している可能性があるためです。保護収容先がわからないと、連絡を取ることができません。また、保護をした場合は、被災地を管轄する自治体（都道府県や市区町村）と警察に必ず届出をしてください（保護したペットを連れていく必要はありません）。

被災した迷子ペットの保護収容は、できるかぎり飼い主がすぐに面会に行けるところで行うことが重要です。被災地近辺での保護収容が困難な場合はやむをえませんが、後々のことを考えて、できるだけ遠隔地は避けるようにしましょう。



< 貼り紙やカード >

貼り紙やカードには、「保護責任者の連絡先」「保護したペットの特徴など」を記載しましょう。このパンフレットの裏表紙にある「迷子ペットの保護カード」もぜひ活用ください。

3

ボランティア活動の心構え

ボランティア活動をするときの心構えは、以下のとおりです。被災地の力になりたいという熱い思いが、逆に被災地の負担になってしまうこともあるので、焦らず様子を見ることも大切です。

情報収集はできる限り自分で。電話やメールでの問い合わせは必要最小限に

ボランティア募集などの情報は、一般的な被災者支援であれば被災地の市区町村のホームページで確認できます。また、被災動物用のシェルターが設置される場合は、現地の動物救護本部でボランティアを募集していることがあります。特に、発災直後は被災地の役所などに対して電話やメールで問い合わせることは必要最小限にとどめましょう。被災者から役所への電話がかかりにくくなる恐れがあります。また、役所などの担当職員の人数は2~3名しかいないこともあり、本来行うべきペットの救護活動業務に支障をきたす場合もあります。

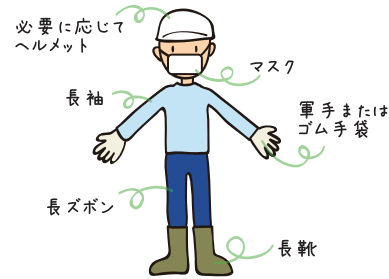


宿泊先や食事は自分で確保

被災地では、被災者用の避難所や食事の確保だけで手いっぱいであることが一般的です。ボランティア活動をする場合は、救護本部などで救護活動をしている行政機関の職員の方々の負担にならないように、自分自身の責任で宿泊先や食事の確保をする覚悟が必要です。

適切な服装とボランティア保険加入を

暑くても、ケガや虫さされなどの防止のために、長袖・長ズボンを着用しましょう。また、万が一の事故・ケガに備えて、地元の社会福祉協議会で、ボランティア活動保険へ加入しましょう。



活動内容の選択は困難

ボランティア活動の内容は、選り好みができるものではない場合がほとんどです。期待していたような種類の活動ができず、地味な活動ばかりが続くかもしれません。一般的には、シェルター施設での掃除やペットの食事・排せつ物・散歩などの世話、救援物資の仕分けや配布などの手伝いが主な活動内容になります。依頼者の負担にならないようにするためには、「頼まれたことを黙々とこなす」、「黒子に徹する」という心構えが大事であるといわれています。



無理をしないでタイミングを考えた活動を

被災地では人手が不足しがちですが、行政機関では、ボランティアの方々に対して作業指示をする職員の確保ですら困難な場合もあります。まずは日帰りで支援活動ができる近隣に在住している人たちが中心となって活動し、それ以外の人たちは慌てず、時期をみながら支援を考えるぐらいの余裕をもちましょう。

4

ボランティア活動の種類

具体的な活動の例を挙げてみましたので、何ができるかを考えてみましょう。

避難所などの巡回

求められている人

被災地やその近辺に住んでいる愛玩動物飼養管理士、現地の動物愛護推進員、獣医師、動物看護師、しつけインストラクター、トリマーなど、動物の知識があり、対応ができる人

避難所にはさまざまな方がペットと避難されています。中にはペット飼育に関する支援を必要としない方もいらっしゃいますし、避難生活の中で本人が体調を崩し、ペットの世話がままならない方もいらっしゃいます。また、ペットがストレスのため鳴いてしまうなどで、ペットの一時預かりを必要とする方もいらっしゃいます。

どのような支援が必要とされているかは、実際に避難所で飼い主一人一人と話さない把握できないことがよくあります。現地の動物愛護行政の担当者や、獣医師会の会員が避難所を巡回することもあります。すべての避難所を回りきれないことも多々あります。そのようなときには、日頃からこれらの組織と連携している地元の動物愛護団体や動物愛護推進員が協力していく必要があります。

支援する側の自宅なども被災している場合があることから、思うようなことはできないかもしれませんが、少しずつできるところから無理なく始めていきましょう。

1 避難所がどこにあるか把握する

インターネットなどで被災者がどこに避難しているのが確認します。中には行政が指定した避難所以外の場所に避難されている方もいらっしゃいます。



2 行政や獣医師会に避難所を回ることを連絡する

災害発生初期の頃は電話がつかないこともしばしばあります。できるだけメールやFAXなどで連絡しておきましょう。



3 支援物資を購入する

ペットフード、首輪、リード、ケージ、猫砂、猫トイレなどを準備していきます。



個人活動の経費は支援物資の購入も含め自己負担となります。無理のない範囲での支援心がけましょう。

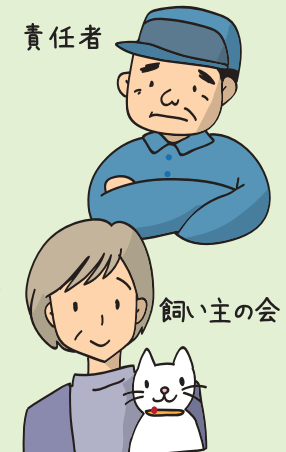
4 避難所へ行く

必ず避難所の責任者に対して、来た目的を伝えます。避難者に直接会うことが許されない場合は、支援物資を置いていってよいか尋ねます。また、自宅から支援物資を受け取りに避難所へ通う被災者がいることもありますので、同行避難者がいないから物資は必要ないとは限りません。

もしその避難所に「飼い主の会」があれば、その窓口の方とも話をします。避難者に直接会うことができる場合は、ペットと同行避難をしている飼い主の支援に来たことと、必要な物や困りごとがないかを聞き取ります。必要な物を持参している場合は渡し、持参していない場合は、次回持参できるかどうかを伝えます。

また、困りごとがあればそれを解決する手段を考えます。一人で解決できないこともありますので、行政などにも相談しましょう。

避難所へ行く目的は、できる限り飼い主がペットと共に暮らすことができるよう支援をしていくことです。飼い主の中には本当は支援が必要でもそれを言えずにいる方もいらっしゃいます。焦らず信頼関係を築きながら支援しましょう。



< 被災者の方と接するときの注意点 >

同行避難をされている方、あるいは支援物資を取りに避難所へ通う被災者のペットの飼い方はさまざまで、非常時である避難中には、普段のような飼い方をしてもらうことは不可能だということを理解した上で避難所を訪れましょう。ほかの人に迷惑をかけていないか、ペットの健康状態が損なわれていないかなどという点を中心に対応するようにしましょう。どのような場合でも決して命令口調になってはいけません。

5 行政などに報告する

避難所へ行ったら、いつでもこの避難所へ行き、どのような支援をしたかを行政や同じ活動をしている人などに報告します。同じ避難所ばかりにボランティアが集中して訪れていると、かえって被災者の負担となることがありますので、情報共有が必要です。



発災直後の避難所での主な支援はフードなどの物資の提供が中心となりますが、月日が経つにつれ飼い方相談やペットの一時預かりなど支援の内容が多様化してくるものです。関係者と話し合いをしながら、ペットを飼っている人、飼っていない人、そして避難所や仮設住宅の周辺の住民が快適に暮らせるようにするための活動をしましょう。

なお、被災者の個人情報の扱いには十分注意しましょう。また、被災者や被災地の撮影は控えたほうがよい場合があります。撮影できる状況であっても、必ず関係者の許可を得ましょう。

<ペットの一時預かり>

飼い主とペットが離ればなれに暮らすことは好ましいことではありませんが、避難所によっては、ペットと一緒に暮らせないところもあります。こういった場合には、一時預かりが必要となりますが、ボランティアが飼い主の了解を得ないでペットを避難所から連れ出すことは絶対にあってはならないことです。

なお、被災したらずっと同じ避難所で暮らせることは少なく、途中で被災者と連絡が取れなくなることもあるので注意が必要です。

4 勝手に写真を撮らない

シェルターにいるのは譲渡対象の動物だけではなく、飼い主から預かっている動物もいます。勝手に写真を撮るのはやめましょう。



5 無理をしない

ときには作業が長時間になったり、暑かったり寒かったりする中での作業となることもあります。体調は自分で管理し、休憩が必要な場合は遠慮せずスタッフに声をかけて休みましょう。



シェルター

求められている人

どなたでも

一般の人がボランティアをする場合は、被災ペット用シェルターでの動物の世話や掃除が主となります。シェルターでのボランティア活動をより効果的なものとするためには、いくつかの心がけておくべきポイントがあります。

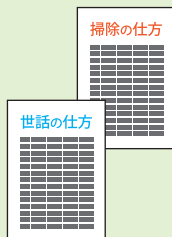
1 事前準備

シェルターのホームページなどで事前の申込み方法、準備するものなどをあらかじめ確認しておきましょう。ボランティア保険はシェルター側で加入している場合があるので確認を。



2 シェルターのルールに従う

保護されている動物の世話や掃除の仕方など、そのシェルターによってルールが異なりますので、シェルターのルールに従いましょう。



3 保護されている動物に咬まれないようにする

むやみにケージに指を入れない、動物が嫌がる場所に触れないように気をつけましょう。



新しい飼い主になる

求められている人

新たにペットを迎えられる人

被災地では、飼い主が見つからなかったペットや、被災が原因でやむを得ず手放さざるを得なくなったペットがいる場合があります。そのようなペットの新しい飼い主となることも重要な支援活動になります。ただし、安易に新しい飼い主になることを申し出るのはやめましょう。新たにペットを受け入れることを家族全員が賛成しているか、自分のライフスタイルにあっているペットか、あと何年くらい生きることか、飼っている間にどれくらい費用がかかるかなど、考えるべきことはたくさんあります。また、引き取る際は現地に直接引き取りに行く必要がある場合がほとんどですので、実際に行くことができるかどうかといったことについても話し合いましょう。

インターネットを使用した迷子探し

求められている人

インターネット環境のある人

現地へ行かなくても自宅のできるボランティアとして、インターネットを使った飼い主と迷い犬猫などを再会させるための支援があります。飼い主側と保護している側が、それぞれに「探しています」「保護しています」とインターネット上に情報を掲載することがよくあります。しかし、こういったホームページはたくさんあることから、探していることや保護されていることが、お互いの間でうまく伝わらないことがあります。こういった問題が起きないように、「マッチングの仲立ち」をする活動も必要とされています。

いくつかのボランティアの例を挙げましたが、「自分には何ひとつできない」と無力さを感じる必要はありません。それは「あえて働きかけをしない」ということも、逆にとても重要になることがあるからです。

発災直後の現地は大変混乱しています。電話回線や行政担当職員の数にも限りがあります。そこへ被災地以外の人々が頻りに行政に連絡をすることにより、被災した飼い主と行政機関との間での重要な連絡がとれなくなり、かえって救護活動が遅れてしまうことがあります。連絡は必要最小限にすること、そして支援物資の送付も現地の状況が少し落ち着いてからにしましょう。ときには何もしないことが現地を支援することにもなるのです。

